

中妻かって会 会則



Nakaduma Kattekai

中妻かって会会則

(名称)

第1 この会は「中妻かって会」と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2 この会の目的は次のとおりとする。

- (1) 会員相互の親睦を図る
- (2) その他会において必要と認められた活動を行う

(会員)

第3 この会の会員資格は、中妻地区住民であり、主旨に賛同したものである。

(役員)

第4 この会に次の役員をおき、任期は1年とする。

会長 1名
副会長 1名
会計 1名
書記 1名

(会費)

第5 この会の会費は、1人年額3千円とする。

(慶弔)

第6 この会の会員の慶弔について、次のとおりとする。

- (1) 会員の両親及び同居の家族が死亡した場合・・・花輪一基
- (2) 会員が一月以上の入院の場合・・・お見舞金1万円

(その他)

第7 その他必要事項は、会員の協議により、その都度決定する。

第8 定例会合は偶数月の第1土曜日に行う。

この会則は、平成元年4月1日から施行する。

平成15年2月9日 第8条を追加する。

平成15年4月5日 第8条第2土曜日→第1土曜日へ変更。